

I 総合計画の策定にあたって（案）

第 1 章	総合計画の策定趣旨	2
1	計画策定の目的	2
2	計画策定の意義・役割	3
第 2 章	計画の位置づけと構成・期間	4
1	計画の位置づけ	4
2	計画の構成・期間	5
第 3 章	計画策定の背景	6
1	岩倉市を取り巻く社会潮流の変化	6
2	岩倉市の特色	9
3	市民の視点からみたまちづくりの展望	12
4	まちづくりの主要課題	13

I 総合計画の策定にあたって

第1章 総合計画の策定趣旨

1 計画策定の目的

本市は、1971年（昭和46年）に市制施行し、1975年（昭和50年）の初めての基本構想では「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像として掲げ、1982年（昭和57年）には第1次総合計画を策定しました。

そして、一貫してこの将来都市像を継承・発展させながら、1990年（平成2年）には、まちづくりの基本理念として「より質の高い生活都市」をめざした第2次総合計画を、2000年（平成12年）には「豊かな心と協働による成熟した市民社会」をめざした第3次総合計画を策定し、将来都市像の実現に向けて、小さいまちならではの多様な魅力資源がキラリと光る、個性あふれるまちづくりを推進してきました。そして、2010年（平成22年）には、第3次総合計画で掲げた協働概念を継承・発展させた「多様な縁で創る「役立ち感」に満ちた市民社会をめざす」を基本理念に掲げてまちづくりを展開してきました。

第4次総合計画の策定から10年が経過した現在、我が国は本格的な人口減少社会に突入し少子高齢化がより一層進行しています。また、I o T、A I等の情報通信技術の革新やグローバル化が進展し、社会経済構造は大きな転換期を迎えています。さらに、この間、東日本大震災をはじめとした度重なる未曾有の自然災害を経験するなど、地域社会を取り巻く環境も大きく変化しています。

こうした社会潮流の変化を踏まえつつ、本市では、引き続き自立した都市経営を進めるとともに、市民と行政の協働を超えた多様な協働・連携により、地域の個性や特性を生かした魅力的なまちづくりを進めていくことが求められています。

そのため、未来を見据えたこれからのまちづくりに向けてのビジョンとその実現に資する政策をまとめ、将来にわたって持続可能なまちづくりや地域経営の指針となる第5次岩倉市総合計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画策定の意義・役割

(1) 市民協働・公民連携のための羅針盤

行政だけでは解決できないような地域課題が顕在化する中で、まちづくりにおける市民の参画と協働がこれまで以上に求められています。また、市民と行政の協働のみならず、市民同士の協働、地縁的な組織とNPO等の志縁的な組織との協働、民間事業者と行政との協働、民間事業者と市民の協働など、多様な主体の参画と協働によるまちづくりと市民自治をより確かなものにしていくために、総合計画には、多様な主体にとっての共通の羅針盤としての役割を持たせるものとします。

(2) 「住んでよかった」「住み続けたい」「住みたい」を実感できるまちづくりを実現するための中・長期的な方針・ビジョン

本市の最上位の計画として、岩倉市ならではの個性を生かし、魅力を向上させることによって、「住んでよかった」「住み続けたい」「住みたい」を実感できるまちづくりを実現するための多岐にわたる施策を総合的に体系化したものとします。

限られた行政経営資源を有効に活用しながら最大限の効果を生むために、本市における様々な部門別の個別計画を横断的につなぎ、総合行政として展開するための戦略性と体系化を図る役割を持たせた総合計画とします。

(3) 持続的な行政経営・地域経営のための指針・ツール

行財政状況の厳しさが増すことが予想される中、PDCAサイクルに基づく施策・事業の進行管理を客観的かつ合理的に進めていくことが求められています。このため、第4次総合計画策定後に本格導入し、実施計画と連動させながら運用してきた行政評価システムが、今後とも持続的な行政経営・地域経営を進めていく指針・ツールとしてその役割が果たせるような総合計画とします。

また、持続的な行政経営・地域経営を進めていく観点から、2015年（平成27年）の国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に関連付けた整理とします。

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標となるものです。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の目標、169のターゲット、232の指標が定められています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であること、また、自治体を含めたさまざまな立場の人が取り組むべき目標とされています。

第2章 計画の位置づけと構成・期間

1 計画の位置づけ

総合計画は、将来、岩倉市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどのようなことをしていくのかについて総合的・体系的にまとめたものです。福祉や教育、都市計画、環境などといったすべての分野の計画の基本であり、最上位に位置づけられる中・長期の計画です。

1969年（昭和44年）の地方自治法改正により、基本構想の策定が地方自治体に義務付けられていましたが、2011年（平成23年）5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決については市の独自の判断に委ねられることになりました。

本市では、2013年（平成25年）4月1日に施行した岩倉市自治基本条例第16条が総合計画策定の法的根拠となります。

一方、本市では、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき2015年度（平成27年度）に策定した「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を本計画の策定に合わせて改訂することになりました。総合戦略は、既に人口減少局面を迎え、少子高齢化の進行と地域経済の縮小が懸念される状況を克服し、人口減少・超高齢社会が本格化する中にもあっても、いつまでも持続的に発展するまちを形成するために「人口減少への対応と地方創生」という側面から、基本目標と施策・事業等を定めるものです。その目的は、本計画の方向性と合致し、密接に関係するものであることから、本計画の基本計画の「基本計画総論」の「まちづくり戦略」に包含させる形で位置づけ、本計画と一体的に施策・事業の推進を図っていくものとします。

岩倉市自治基本条例 (計画的な市政運営)

第16条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定するものとします。

2 市長は、総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に当たっては、市民に参加の機会を保障するものとします。

3 市長は、総合計画における基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長が認めた計画等については、議会の議決を経なければなりません。

2 計画の構成・期間

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成します。なお、実施計画は別に定めます。

◆基本構想

基本構想は、本市の現状や課題、可能性などを踏まえ、今後のめざすべき将来の都市像、今後 10 年間のまちづくりの基本理念、施策の大綱などを示し、長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政経営・地域経営を行うための基本目標・基本指針となるものです。

計画期間
2021 年度（令和 3 年度）～2030 年度（令和 12 年度）

◆基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、本市の将来人口及び土地利用方針を示すとともに、基本構想を実現するために各分野において実施すべき施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにするものです。また、「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図る形で「まちづくり戦略」を盛り込むことによって、「人口減少への対応と地方創生」という側面からの総合的に推進すべき施策・事業を明らかにするものです。

計画期間
2021 年度（令和 3 年度）～2030 年度（令和 12 年度） ただし、5 年をめぐに内容の見直しを行う

◆実施計画

実施計画は、総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示すものです。P D C A（計画<PLAN>－実行<DO>－評価<CHECK>－改善<ACTION>）のプロセスを踏まえ、実施年度、事業量、財源などを明らかにするものです。

計画期間
計画期間は 3 年間とし、ローリング方式で毎年度見直しを行う

第3章 計画策定の背景

1 岩倉市を取り巻く社会潮流の変化

(1) 人口減少社会と超高齢社会の本格化

日本では少子高齢化が急速に進行し、2011年（平成23年）には、人口が継続して減少する人口減少社会に入ったといわれています。

これに伴い、平均寿命が延びる一方で、介護や支援の必要性が高まる後期高齢者や単身高齢世帯等の増加により、シニア世代の健康・生きがいといった生涯現役・生涯活躍社会づくりや高齢福祉施策の推進、支え合いの地域社会づくりなどの必要性が一層高まっています。また、少子高齢化とそれに伴う人口減少社会が本格化するにつれて進む生産年齢人口（15～64歳人口）の減少は、労働力の減少や消費の縮小を招き、社会全体の活力の低下、地域経済の縮小など、住民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念され、その対応が課題となっています。

(2) 「持続可能な社会」の実現に向けた取組の拡大

地球温暖化による気候変動への対応や再生可能エネルギーへの転換、生物多様性の保全といった地球環境問題への対応が重要な課題となっています。環境資源は有限であるという前提に立ちそれらが適切に管理されることで、経済活動や社会が長期的に維持される「持続可能性」と、将来世代のニーズを損なうことなく、現世代のニーズを満たす「持続可能な開発」が世界共通の普遍的な概念として注目されています。

こうした中、「持続可能な開発目標（SDGs）」が2015年（平成27年）9月に国連で採択され、193の国連加盟国・地域が2030年を期限に達成を目指した取組を進めています。身近な地域社会においても、“「持続可能な開発」には、環境と経済の両立が不可欠である”、

“気候変動等の環境問題は、貧困対策や格差、人権、平和などとともに相互に不可分の関係にあり、それらを総合的に取り組む必要がある”という共通認識のもとで、行政、事業者、市民などが協調し、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められています。

(3) 「リスク社会」における安全・安心な暮らしの担保

近年、東日本大震災をはじめとした大規模な災害が頻発しています。また、高齢者や子どもをねらった犯罪や凶悪な事件は依然として全国的に多発しています。さらに、2019年末に中国で最初の症例が発見された新型コロナウイルス感染症は、またたく間に世界に拡散し、世界中の人々を震撼させています。

産業技術の発展は人々の生活に豊かさをもたらしてきました。同時に社会経済の複雑化、グローバル化を進展させ、環境問題の深刻化、甚大な被害を引き起こす風水害の発生、感染症の世界的大流行といったこれまで想定していなかったような巨大かつ複雑で様々なリスクが生み出される「リスク社会」を到来させたといわれています。

今後は、環境、産業、交通、防犯・防災、食、公衆衛生など多分野にわたる様々なリスクに対する責任や対策実施主体を明らかにしつつ、リスクの評価・管理を適切に行うなど「リスク社会」への対応が求められています。

(4) 子どもを取り巻く社会環境・教育環境の変化

保育需要の高まりと保護者の育児不安の増大、児童虐待の増加、いじめ・非行・不登校・ひきこもり等への対応、子どもを狙った凶悪犯罪の増加や少年犯罪の凶悪化・低年齢化など、子どもたちを取り巻く環境は様々な課題を抱えています。また、地域のつながりの希薄化等により、地域における子育てや教育を支える力が低下しているといわれているとともに、所得格差の拡大や家族形態の変化に伴う教育格差や貧困の連鎖などが社会問題となっています。

一方、教育面においても取り巻く環境が大きく変化しています。特に外国語の教科化やプログラミング教育といった社会の変化に合わせた新たな教育が強化されています。また、新たな大学入試試験である「大学入学共通テスト」に変更されることが決定し、秋入学についても検討の動きがみられます。さらに、経済的な困窮による進学困難、いじめ、不登校といったように、教育に関わる問題は多岐にわたっており、学校、家庭、地域の連携の重要性が高まってきています。

(5) 「第四次産業革命」に伴う経済環境の変化

近年、I o Tやビッグデータ、人工知能（A I）の進化やロボット技術の発達、自動運転や燃料電池車の開発、医療の高度化などの技術革新が進んでおり、5 G（第5世代移動通信システム）の運用が開始されつつあります。

こうした情報技術の高度化をはじめとした技術革新は、「第四次産業革命」と呼ばれる段階に移行しつつあるといわれており、生産設備や流通（供給）サイドと消費（需要）サイドをI C Tでつなぐことで、自動化が図られた効率的な生産・流通体制を構築しようとする「つながる経済」、「つながる産業」の潮流として発展しており、将来的に深刻化する労働力不足の対応としても期待されています。また、生産や消費といった経済活動に加え、健康や医療、公共サービス、働き方、ライフスタイルにも影響を与え、様々な社会課題を解決することが期待されています。I o Tの普及によるシステム化やネットワーク化の取組を、ものづくり分野だけではなく、様々な分野に広げることにより、人々に豊かさをもたらす超スマート社会（Society 5.0）を実現することが提唱されています。

(6) リニア中央新幹線の開業に伴う変化

本計画期間中にリニア中央新幹線の一部開業が予定されています。これにより、東京（品川）から名古屋までの所要時間は現在の最短1時間29分から40分へと大きく短縮されます。また、早ければ2030年代後半には、大阪まで延伸される予定です。

これにより、東京・名古屋・大阪の三大都市圏が1時間程度で結ばれた世界的にも最大の7,000万人規模の人口を擁する一大経済圏となるスーパー・メガリージョンの形成につながり、名古屋都市圏の立地優位性の向上のみならず、日本全体の経済発展を牽引していくことが期待されています。

その一方で、ストロー現象により人口や経済活動が東京を中心とした首都圏に吸い取られ、東京一極集中がさらに進行する懸念もあります。ものづくりをはじめとする名古屋都市圏の独自の機能を活かして他の都市圏との差異化を図り、競争力を高めること、リニア中央新幹線開業によるインパクトを活用していくことが求められます。

(7)「多様性」を認め合う社会の形成

社会の成熟に伴う人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、家族や世帯のあり方や結婚や性に対する考え方、人と人のつながりや関係性などが大きく変化してきています。また、グローバル化の進展によって、外国人住民や海外からの来訪者が増加し、国籍や民族、生活文化や習慣の違いなど多様なバックグラウンドを持つ人々が地域社会の中で増えてきています。

このため、年齢、性別、国籍、文化・習慣、障がいの有無などにかかわらず、誰もが尊厳ある個人として尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を互いに認め合い、安心して生活し、地域で共に支え合いながら活躍できる環境づくりが求められます。

(8) 市民協働型のまちづくりの進化の必要性の高まり

人口減少社会に突入し、超高齢社会に向かう中、行政だけでは解決できないような社会的課題が顕在化しています。また、社会保障費等の支出が大幅に膨らんでいくことが懸念されています。このような状況にある中、これまで以上に、市民力・地域力を結集した市民協働型のまちづくりを進めていくことが求められています。

また、これまでの協働はどちらかといえば、主に市民と行政の関係で考えられてきましたが、この関係性だけでは解決できない社会的な課題が増えてきています。例えば、高齢者の中でも身体機能の低下が進む後期高齢者が増える中、「認知症になっても安心して暮らせるための地域ネットワークづくり」が重要な地域課題の一つになっていますが、その構築には、地域住民や行政の福祉担当者はもとより、福祉に関わるNPO法人、社会福祉協議会、介護サービス事業者、警察署、消防本部など多様な主体の参加と協働が必要不可欠です。

このように今後は、市民や行政、市民団体、地域組織をはじめ、教育機関、民間企業など多様な主体による協働が求められます。

(9)「地方創生」の推進と公民連携の必要性の高まり

国、地方ともに財政状況がひっ迫する中で、行財政改革が進められ、地方自治体の果たすべき役割についても見直しが進められています。また、高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋梁、公共施設等の社会基盤の老朽化が急速に進行しており、補修修繕、維持管理にかかる費用が急速に増大することが見込まれており、地方自治体の財政に対して大きな負担を与えることが懸念されています。

国は、急速な少子高齢化の進行による人口減少や東京一極集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生することをめざし、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方での雇用創出、地方への人口移動、結婚・出産・子育て等における若年世代の支援、安心な暮らしづくりなどの地方創生を促進しています。

様々で困難な行政課題を解決しつつ、地方創生を実現していくためには、各自治体が主体性を発揮し、地域の固有性を生かした施策を展開する重要性が高まっているとともに、近隣市町村等との広域的な連携も求められています。

また、社会益と企業益の相乗発展をめざす企業、本業において公共領域への進出を図る企業が増えつつある中、公共サービスは行政が行うという既成概念を払拭し、公民連携による公共サービスの提供を模索するなど、行政では持ち得ていない、民間の資金力やノウハウをこれからのまちづくり、地方創生において積極的に活用していくことが求められます。

2 岩倉市の特徴

(1) 名古屋都心に近く生活に便利なまち

本市は愛知県の西北部、名古屋市から北西 10km 圏の位置にあります。市内には名古屋市と犬山市を結ぶ名鉄犬山線が通り、市の中心部に岩倉駅、北部に石仏駅、南部に大山寺駅の 3 つの駅を有しています。名鉄犬山線で特急を利用すれば、名古屋駅まで最短 11 分で到達することができ、地下鉄鶴舞線が名鉄犬山線と相互乗り入れしていることから、乗り換えなしで丸の内や伏見といった名古屋都心へ 20 分程度で到達することができます。また、隣接する小牧市、一宮市からは名鉄バスが岩倉駅に接続し、東西交通の結節点にもなっています。

さらに、名神高速道路の小牧インターチェンジや一宮インターチェンジ、名古屋高速一宮線や小牧線の出入口からも至近な場所にあり、広域的な交通アクセスに優れた利便性の高いまちです。

(2) 30～50 歳代の働き盛り世代が多いまち

名古屋市近郊の住宅都市として、昭和 40 年代における日本住宅公団（現在の UR 都市機構）岩倉団地の整備を機に急速に都市化が進み、子育て世代を中心とした人口が急増しました。安定成長期を迎えた後も交通の利便性等を背景に民間マンション等の建設が進み、一時は人口減少に転じたものの、ここ数年は概ね微増を維持している状況にあります。また、高齢化率は愛知県水準を僅かに上回っているものの、日本全体の水準に比較して低い水準にとどまっているとともに、30～50 歳代といった働き盛りの世代の占める割合が県内でも上位になっています。

しかしながら、高齢化と少子化は着実に進んでおり、今後は人口減少が懸念されることから、働き盛り世代が多いという優位性があるうちに、市街地整備等による住まいの受け皿づくりや、子育てしやすく、将来にわたって安心して子どもたちが暮らすことのできるまちづくりが期待されます。

(3) 市街地と田園風景が共存する平坦でコンパクトなまち

本市は、濃尾平野のほぼ中央部に位置していることから地形は平坦であり、南北 4.9 km、東西 3.9 km、総面積 10.47 km²とコンパクトな市域となっています。市域が狭いために県内でも人口密度が高く徒歩や自転車による移動も比較的容易であり、子どもや高齢者などにとっても安全・快適に歩いて暮らせるまちを形成していくための条件を備えているといえます。

また、本市は名鉄岩倉駅周辺を中心として都市的な市街地が広がる一方で、その周縁部には田んぼや畑などの田園風景が残されています。このようにコンパクトな市域に、利便性の高い都市空間とうるおいのある農的な自然空間が共存している特色を有しています。

(4) 有形無形の地域資源が個性豊かに光り輝くまち

弥生時代の遺跡、大地遺跡が物語っているように、本市は古くから人々が暮らす場所で、中世末期からは岩倉城の城下町として栄えるなど、尾張地方の中心地の一つとして発展してきました。岩倉城跡をはじめ、岩倉街道や数多くの神社仏閣、山車巡行、のんびり洗いなど、有形無形の歴史文化財が数多く残っています。史跡公園や自然生態園など、市内外を問わず多くの利用者が訪れる施設もあります。

そして、市内のほぼ中央を流れる五条川の桜並木は「日本さくら名所 100 選」にも選ばれるなど全国的にも知名度が高く、毎年4月上旬に開催される「桜まつり」には市内外から多くの人々が訪れる観光交流資源になっています。また、五条川沿いは市民の憩いの場であり、堤防道路の一部を五条川健幸ロードとして整備したことで、より多くの市民に散策やジョギングなどの健康づくりの場として利用され、市民共有の郷土の貴重な財産、愛着や誇り、身近な自然の象徴として守り育てられています。

さらに、セントラル愛知交響楽団を中心としてジュニアオーケストラ、小中学校音楽鑑賞会、岩倉駅コンサートなど、市民・音楽家・行政の協働による音楽のあるまちづくりが進められ、独自の音楽文化が育まれてきました。

こうした“小さいながらもキラリと光る個性豊かな地域資源”が、本市の魅力となっています。

(5) 身近な自然が残り環境に配慮したまち

本市には、五条川をはじめとして市街地における社寺林、市街地の周縁部に広がる農地などの身近な自然が広がり、市民のやすらぎの場のみならず、市民による自然の保全活動の場として親しまれています。このため、大都市近郊にあって緑が決して多いとはいえなにかかわらず、自然豊かなまちとしてのイメージ形成にもつながっています。

また、東海地域でも先駆的な取組として 1996 年に開園した自然生態園は、失われつつある自然環境を保全・復元し、身近な自然にふれあう場として、四季を通じて自然観察や環境教育活動が行われ、多くの利用者に親しまれています。

さらに、本市は全国に先駆けて 1971 年（昭和 46 年）に「環境保全都市宣言」を行うとともに、ごみの分別や資源ごみのリサイクルにも早くから取り組むなど、環境に配慮したまちづくりを積極的に推進してきた実績を有しており、自然環境面のみならず市民生活や市民活動の面からも環境に配慮した環境調和型の都市であるといえます。

(6) 参画と協働による市民が主役のまち

本市では、かねてより、環境保全やスポーツ、音楽、福祉、防災・防犯、観光、ボランティア活動など、まちづくり全般にわたって市民主体の活動が活発に行われています。また、市民活動の拠点施設として、市民活動支援センターを整備し、機能充実を図るとともに、第4次総合計画策定を契機に市民を主体とした自治の実現を図るために岩倉市自治基本条例を制定しました。そして、この条例に基づき「市民参加と協働」について定めた岩倉市市民参加条例を制定し、市民討議会や市民委員登録制度といった新たな手法も取り入れながら、参画と協働によるまちづくりを進化させてきました。

こうした多分野にわたる市民活動や参画と協働によるまちづくりの展開と同時に、超高齢化の進行などの地域社会の変化に呼応して、地域単位の地域福祉活動や防災・防犯活動といった地域自治活動も盛んになりつつあります。こうした地縁的活動とNPO等による市民活動の両者が車の両輪となって参画と協働のさらなる活性化と市民自治の確立と定着化が期待されます。

3 市民の視点からみたまちづくりの展望

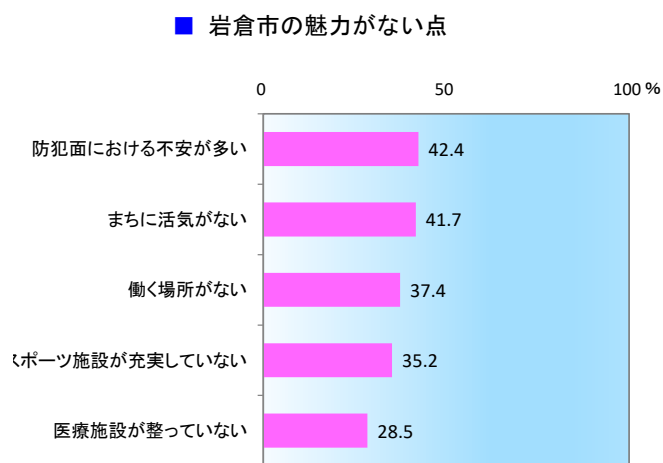
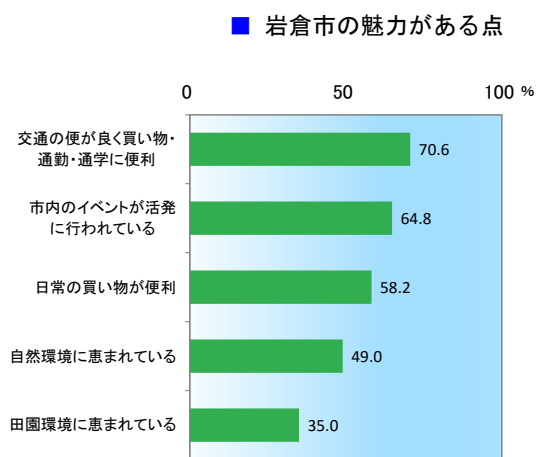
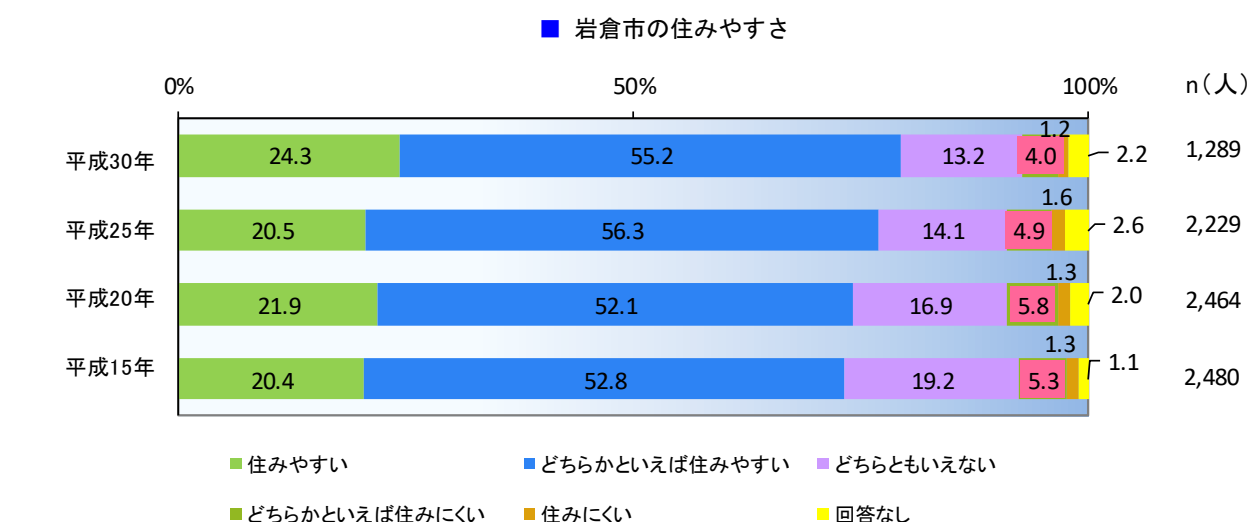
市民意向を反映した計画づくりに向けて実施した市民意向調査の結果から、市民の視点からみたまちづくりの展望について整理します。

(1) 身近な生活環境に対する評価や総合的な住みやすさは向上

総合的な岩倉市の住みやすさについては、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」を合わせた評価は 79.5% となっており、過去の調査から着実に評価が高くなっています。また、「岩倉市内に永住したい」、「岩倉市内に当分住み続けたい」を合わせた岩倉市への定住意向を持つ市民も 72.4% を占めています。

特に、交通の便が良く買い物や通勤・通学に便利であることの評価が高く、また、桜まつりやふれ愛まつりなどのイベントが活発に行われていること、日常の買い物が便利や自然環境に恵まれていることなども本市の魅力としてあげられています。

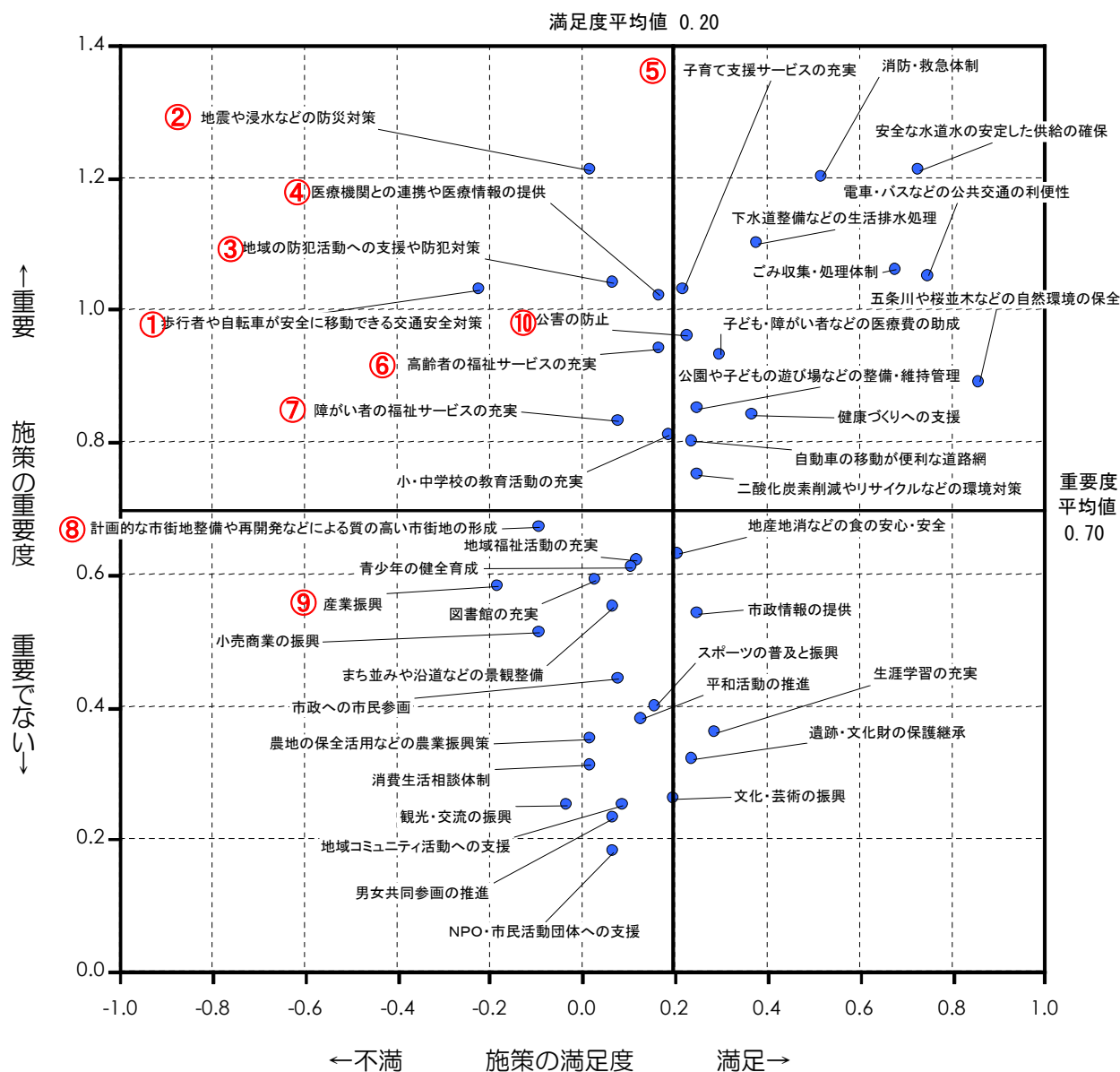
一方で、防犯面における不安が高まっていることやまちの活気がなくなっていること、働く場所が不足していることなどが、改善すべき課題としてあげられています。



(2) 特に力を入れるべき施策として「安全・安心」に関わる施策が多い

本市で取り組んでいる施策のうち、重要度が高いにもかかわらずそれに比して満足度が低い項目、つまり、施策の優先度が高い項目として、「歩行者等の安全対策」や「防災対策」「防犯対策」「医療機関との連携」「子育て支援対策」「高齢者福祉」といった暮らしの安全・安心や医療・福祉など市民生活の最も基本的な部分に関わる施策があげられています。また、「質の高い市街地の形成」や「産業振興」といった都市としての活力向上に関する項目も比較的強く望まれています。

■ 岩倉市の施策に対する重要度・満足度



【市民意向調査実施概要】

- 対象：2018年（平成30年）8月1日現在で、岩倉市に在住している18歳以上の市民4,000人（定住外国人203人を含む）
- 調査方法：民間宅配業者により、調査世帯へ配布し、郵送により回収
- 調査期間：2018年（平成30年）8月24日～9月10日
- 抽出方法：層化無作為

4 まちづくりの主要課題

(1) 超高齢社会に向けた健幸都市づくりと地域共生社会の形成

“愛知県内でも高齢化率の低いまち”ではなくなり、本市の高齢化率は今や愛知県の平均を僅かとはいえ上回っています。しかも、介護需要が高まる75歳以上の後期高齢者数は、前期高齢者数を既に上回り、確実に超高齢社会へ向かっています。また、世帯の小規模化（高齢夫婦世帯や高齢単身世帯の増加）が同時進行しています。

こうした中、増加が予想される介護需要に的確に対応できるサービス基盤を確保していくと同時に、介護サービスを必要とする高齢者を減らすこと、すなわち、元気な高齢者がたくさんいる地域社会を形成する必要があります。

2018年（平成30年）には、いつまでも健やかに自分らしく暮らし続ける幸せなまちをめざして「健幸都市宣言」を行いました。今後は、生涯スポーツの普及や健康づくり、介護予防に加えて、生涯学習や高齢者の就労の場の確保を進めるなどの生きがいづくり施策を含めた健幸都市づくりを一層充実して取り組んでいく必要があります。また、ダブルケアや8050問題への対応、高齢者をはじめとして増加傾向にある生活困窮者や障がいを抱えている市民の自助や自立した地域生活を支える、共助・互助の精神に基づいた温かな地域福祉の取組の充実と「地域共生社会」の形成、地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。

(2) 環境問題への持続的な行動と「持続可能な社会」への対応

全国の自治体に先駆けて1971年（昭和46年）には「環境保全都市宣言」を行い、翌年に「岩倉市環境保全に関する基本条例」を制定し、ごみの分別の徹底や五条川親水事業、五条川桜並木の保存活動などを市民とともに先進的に進めてきました。そして、地球温暖化への対策や生物多様性の保全などの環境問題も視野に入れ、2012年（平成24年）4月に新たに「岩倉市環境基本条例」を施行し、翌年2013年（平成25年）3月に環境基本計画を策定しました。さらに、これにあわせて、市民や事業者と市が協働して環境に対する取組を一層推進していくため、「環境都市宣言」に改めました。

これまで先駆的に行ってきた取組を充実させつつ持続的に進めていくとともに、プラスチックごみによる海洋汚染問題や地球温暖化対策といった世界的な課題となっている環境問題や国際的な共通目標である持続可能な開発目標（SDGs）への対応などについても、コンパクトなまち岩倉としてしっかりと取り組んでいく必要があります。

また、本市にとってかけがえのない地域資源である五条川の桜並木は、樹齢60年を超える桜も多く、市民とともに力を合わせ、保全していくことが大きな課題となっています。

(3) 南海トラフ大地震への備えや防犯、交通安全など多様な危機管理への対応

本市は、2003年（平成15年）に「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、また内陸直下型の大地震の発生が懸念されていること、さらに台風や異常気象による集中豪雨も増加していることから、災害予防及び応急・復旧対策など多段階的・多面的な防災対策、自主防災活動の充実などが課題となっています。

また、本市の場合、人口密度が高く狭い道路も少なくないこともあって、交通安全に対す

る市民の生活環境評価では「道路の歩行者の通行の安全性」や「道路の自転車の通行の安全性」などが依然としてマイナスであり、「歩行者や自転車が安全に移動できる交通安全対策」が施策の優先度のトップになっており、交通安全の確保も課題になっています。

さらに、本市では、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため、安全安心カメラを設置し、運用をしています。全国的に子どもが被害者となるような犯罪の増加や、凶悪犯罪や振り込め詐欺等の犯罪が頻発していることから、引き続き、警察署等の関係機関との連携を強化するとともに、市民による安全・安心パトロールや防犯活動により、地域全体で安全性を高めていくことが課題となっています。

そして、2019 年（令和元年）に中国で最初の症例が発見された新型コロナウイルス感染症は、人類を脅かす感染症のパンデミック状態を引き起こしたことから、今後も起こりうる新たな感染症の拡大リスクにも的確に対応していくことが求められます。

（４）子育て世代層（生産年齢人口層）に選ばれ、住み継がれるまちづくりの推進

本市では、1975 年（昭和 50 年）あたりをピークに、15 歳未満の年少人口はほぼ一貫して減少しており、人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合は、県内でも低い水準にまで低下してきている状況です。

こうした本市が、都市としての活力を維持し、将来にわたって持続的に発展していくためには、若い世代に選ばれ、新婚世帯や子育て世帯などが多く暮らしている活気のあるまち、子どもや子育て世代が一定の割合で居住し続けている状況を創り出し、次世代再生力が高くバランスある人口構成を将来にわたって維持・発展させていくことが重要です。

このため、交通利便性が高く通勤・通学に便利、日常の買い物が便利であること、母子保健サービスや保育サービスなどの子育て支援サービスが充実していることなど、本市の優位性を最大限に活かしつつ、身近な公園の整備や義務教育の教育内容・教育環境の充実を図るなど、若い世代にとって魅力的で、安心して子どもを産み、育てることができる住みやすい都市としてさらに磨き上げていく必要があります。また、子育て世代が住宅を取得して住み続けられるような市街地開発、住宅地の整備など、2027 年（令和 9 年）のリニアインパクトも視野に入れつつ、子育て世代を中心とした移住定住の受け皿となる住宅を確保していくことが重要な課題の一つです。

（５）まちの持続的な活力を生み出す産業や居住のための市街地の形成

本市は、昭和 40 年代における岩倉団地の整備を機に名古屋近郊の住宅都市として大きく発展してきました。しかしながら、市域が狭い上に、その半分近くの面積を市街化調整区域によって占められているために開発余地が少ないのが実情です。このため、名神・東名高速道路の小牧インターチェンジや一宮インターチェンジから近いという優位性がありながら、長い間、産業用地の整備が十分に進められなかった経緯がありました。また、住宅地の整備についても思うように進まず、子育て世帯が転入しても、子どもが学齢期になり賃貸住宅では手狭と感じる状況になると、手ごろな戸建て住宅等の持ち家が取得しやすい市外に転出してしまい、利便性が高いにもかかわらず人口が伸び悩んでいることが長年にわたる本市の構造的な課題となっています。

このような状況にある中、「質の高い市街地の形成」や「産業振興」といった都市としての活力向上を望む市民が増えている傾向もみられます。人口減少社会を迎え、地方創生が至上命題になっている昨今、リニアインパクトも意識しつつ本市の地理的優位性を最大限に活かし、産業振興や居住促進のための開発・整備を進めていくことが課題になっています。

（６）女性や高齢者、外国人など多様な人が活躍・共生する社会づくり

男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを始め、生活様式や価値観の多様化が進んでいます。国では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため 2014 年（平成 26 年）に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置しました。また、急速な高齢化の進行に対応し、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」を一部改正するなど、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けられる環境を整備する動きがあります。

本市でも、女性の社会進出や高齢化が進んでいます。また、リーマンショックの時に一時的に減少したものの、在住外国人数は、常に 2 千人を上回っており、以前に比べ国籍が多様化する傾向にあります。

このような状況にある中、女性や高齢者、外国人はもとより、誰もが尊厳ある個人として尊重され、年齢、性別、国籍、文化・習慣、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を互いに理解し合い、地域社会全体で共に支え合う仕組みづくりを進めていく必要があります。

（７）公共施設等の社会インフラの老朽化への着実な対応

高度経済成長期前後やそれ以降に整備した多くの社会資本や公共施設の老朽化が進み、これらの維持・管理・更新コストが増加しつつあります。

今後は、公共施設の長寿命化、集約・再配置（統廃合）・複合化を含めた公共施設再配置計画の着実な実行と、公的不動産の合理的な所有や利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント（PRE: Pubric Real Estate）」の確立を視野に入れつつ、本市が保有する不動産の合理的な利活用を公民連携によって進めていくことを模索していく必要があります。

（８）参画と協働の進化と市民自治の強化

これまで本市では、「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」を第 4 次総合計画の基本理念として掲げ、市民活動助成制度の創設、自治基本条例や市民参加条例の制定など、参画と協働によるまちづくりの進化に努めてきました。しかしながら、防災・防犯をはじめとした多様な危機管理や環境問題への対応、地域共生社会の実現に象徴される行政だけでは解決できないような地域課題が顕在化する中で、人口減少・超高齢社会に耐えうる社会システムを構築し、持続可能な自治体経営・地域経営を推進していくためには、多様な主体が連携するさらに進んだ協働を創り出すことによって市民自治、地域自治をより確かなものにしていく必要があります。